

令和4年

12月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年12月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年12月12日(月) 午後2時 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(29名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(なし)

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 佐藤輝一
会計年度任用職員 後藤重明 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第48号 農地法第3条の規定による許可処分取消しについて
議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第50号 特例事業による農用地の買入協議について
議第51号 農用地利用集積計画について
議第52号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について
議第53号 令和5年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

開 会
(午後2時00分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから、令和4年12酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長よりご挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めるとなっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日は全員出席でございます。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひます。
議事録署名委員に、15番、佐藤秀之委員、16番、飯塚将人委員の両名に願ひいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

それでは、最初に、報告事項について事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について20件、2、農地法第4条届出書の受理について1件、3、農地法第5条届出書の受理について3件、4、地目変更登記に係る照会に対する回答について4件、5、解約2件、6、農地法第18条第6項の規定による通知受理について76件、以上106件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方願ひいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第48号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第48号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第48号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについては、1件の取消願いがありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

松山1番ですけれども、10月の定例総会において、農地法3条の所有権移転で許可された2筆のうち、畑の1筆の許可を取り消すものです。

取消しに至った経緯ですけれども、10月総会後に受け人の方が改めて当該畑を確認したところ、その畑が、隣地の第三者の農地が入作となっており、著しく耕作に不相当だったことから、取消しの申出があったものです。こちらを取消しいたしまして、改めて来年の1月総会において、隣接圃場の耕作者と3条許可で売買する予定になっております。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

12月7日に、第3班による農地調査委員会を行っております。

議第48号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、取消すことに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議第48号について、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何か質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第48号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて、取消しとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第48号については取消し決定といたします。

◎議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第49号 農地法第3条の規定による許可申請については11件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、28ページをご覧ください。
なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。
酒田56番、57番は関連となります。その他使用貸借権の設定で、農業者年金を伴わない経営移譲です。
酒田56番が父から子へ、酒田57番が父と母の共有名義を子へ使用貸借権の設定です。
続きまして、酒田58番、59番、関連です。こちらは、受け人の方が同一です。
酒田58番、その他所有権の移転で、贈与です。
酒田59番、その他賃借料権の設定で、10アール当たり1万1,000円です。契約期間が10年です。
続きまして、酒田60番、その他所有権の移転、贈与です。渡し人と受け人の関係は姉妹です。
酒田61番、その他所有権の移転で、価格については別紙をご覧ください。10アール当たり25万円で、総額にすると5万1,000円です。
続きまして、酒田62番、63番は関連になります。渡し人が同一で、2件共に、その他所有権の移転、贈与です。こちらは、18条6項の解約の報告にもありましたけれども、本人同士で貸借していたものを解約して、贈与する案件です。
続きまして、30ページ。
松山5番、ご覧ください。その他使用貸借権の設定で、年金を伴わない経営移譲で、親子の経営移譲です。
続きまして、平田地区をお願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地区です。
平田6番と7番、関連です。受け人が同じになります。
平田6番、相手方の要望による所有権移転です。相手方の要望とは、渡し人の相続財産、破産管財人による要望になります。
平田7番ですが、こちら、売買する農地が三之宮深田71となっておりますが、この71は、平田6番の深田72と73に続いた農地で、現在の受け人である〇〇が耕作しているものです。平田7の渡し人により、この深田71も一緒に買ってほしいとの要望により、所有権移転となったものです。
売買金額ですが、別紙資料をご覧ください。
平田6番が10アール当たり16万5,400円、平田7番が10アール当たり20万となっております。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。
議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ほかにはないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第49号については許可決定といたします。

◎議第50号 特例事業による農用地の買入協議について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第50号 特例事業による農用地の買入協議についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第50号 特例事業による農用地の買入協議については、1件のあっせん申出がありましたので、やまがた農業支援センターによる買入協議の対象とすることの可否を決定しようとするものであります。

詳細について、担当が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、31ページをご覧ください。

通常、農業経営基盤強化促進法による売買の特別控除の価格は800万円ですが、今回、それを上回る総額で売り渡す予定であり、やまがた農業支援センターが買入れることで、1,500万円までの特別控除が適用できるため、その申入れを行うものです。

資料として、先ほどの時効取得の資料の裏面に、買入協議のメリット、デメリットをまとめたものがありますのでご覧ください。

譲渡所得の特別控除が1,500万円まで受けられるメリットがある一方、売り手の方には2.5%の手数料が発生するという制度になっております。こちらのほう、お持ち帰りいただいて、時効取得の資料と併せて、ご覧いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、説明を続けます。

今後の流れとしては、市長名でセンターとの協議を行い、調べ、来月総会に利用集積案件を上程することになります。その公告年月日は、令和5年1月17日の予定になっております。

それでは、1番、申出人は、木川の〇〇。買入れ協議を行う農用地は、木川、門田、局の田10筆、2万1,036平米です。買入れ希望対価は、10アール当たり50万で、総額が1,051万8,000円で、申出年月日は令和4年11月25日です。

以上、ご審議をお願いします。

○五十嵐直太郎 議長
農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第50号 特例事業による農用地の買入協議について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、買入れ協議の対象とすることに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
質問、ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第50号 特例事業による農用地の買入協議について、その対象とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第50号 特例事業による農用地の買入協議について、買入協議の対象とすることに決定いたします。

◎議第51号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第51号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第51号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転5件、(2)所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)6件、(3)利用権の設定52件、2、農地中間管理事業、(1)利用権の設定203件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
議案の詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業農委員からあらかじめ確認いただいております。
それでは、32ページ、1、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定年月日は令和4年12月16日です。
上田6番、7番、8番は関連で、譲受人の方が同一になります。
上田6番、吉田の田1筆、10アール当たり60万で、総額72万9,600円。移転の時期、支払い時期が、令和4年12月30日となっております。譲受人の方は認定農業者となっております。

上田7番が、上野曾根と吉田の田2筆、10アール当たりの単価が58万5,227円で、総額453万6,100円で、移転時期、支払い時期が共に令和4年12月30日です。

続きまして、上田8番が吉田の田1筆、10アール当たりが60万で、総額375万7,800円、移転の時期、支払い時期が共に令和4年12月30日となっております。

続きまして、広野3番、広野の福岡と佐戸向の田3筆となっております。10アール当たりの単価が、福岡の田が50万円、佐戸向のほうは45万円で、総額で375万5,050円となっております。移転の時期、支払い時期が令和4年12月20日となっております。譲受人は認定農業者となっております。

続いて、新堀3番、新堀の田2筆、10アール当たりが50万で、総額125万3,000円となっております。移転時期、支払い時期が令和4年12月19日となっております。譲受人が認定農業者となっております。

次に、34ページから36ページの1、一般事業、(2)所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)です。

公告予定年月日は12月16日です。

同時設定の特例は、譲受人が法人の構成員であるために、同時に法人に貸付けを行う必要があるために、所有権の移転と利用権の設定を同時に行うものです。今回の同時設定の特例は合計6件で、坂野辺新田の田んぼ7筆、合計3,656平米です。6件共に、所有権移転の譲受人は、法人の構成員である坂野辺新田の〇〇で、10アール当たりの単価は30万円です。移転の時期、支払い時期は共に12月20日となっております。利用権設定の借受人は農治組合法人〇〇で、賃借料は6,000円で、契約期間は10年となっております。

以上です。

次に、37ページ

1、一般事業、(3)利用権の設定になります。

西荒瀬2番、1万円の5年間、更新です。

本楯12番、物納で24キロ、10年の更新になっています。

本楯13番、14番は関連で、同じ借受人となっております。1万1,000円の10年の新規設定になっています。

上田4番、1万2,000円の10年更新です。

38ページをご覧ください。

中平田8番、1万1,000円、5年の更新です。

中平田9番、これも1万1,000円、5年の更新となっております。

中平田10番、1万1,000円の5年の更新です。

中平田11番、1万1,000円の30年の新規設定です。

中平田12番、1万1,000円、10年の更新です。

39ページです。

酒田6番、1万1,000円の10年の新規設定です。

新堀2番、3番は関連で、同じ借受人となっております。1万1,000円の10年の更新となっております。

広野の28番、10年の更新です。

広野29番、10年の更新です。

40ページ、浜中9番、10番は関連で、借受人が同一人です。

浜中9番が4,261円、5年で新規設定。

浜中10番が3,580円、5年で新規設定となっております。

続きまして、浜中11番、12番が関連で、借受人が同一になり、9,000円の10年の更新となっております。

八幡、お願いいたします。

○八幡総合支所 後藤事務員

41ページをご覧ください。

41ページの27番から31番まで、いずれも更新となっております。

27番は、市条の田1筆、1万円で10年間の更新です。

28番は、寺田の田1筆、1万3,000円で10年間になります。

29番は、北平沢と寺田の田6筆で、1万1,000円、10年間になります。

30番は、下青沢と大蕨の田5筆で、物納の10アール当たり27.5キログラムで、3年間になります。八幡31番、更新で、9,000円、2年間になります。

42ページをご覧ください。

32番、大蕨の田1筆で、9,000円、10年間の新規になります。

八幡33番、升田の田4筆について、8,000円とゼロ円で10年間の新規になります。

八幡34番と35番、同じ受け人になります。

35番の貸付人の〇〇の離農に伴いまして、34、35を〇〇になります。34番、35番共、10年間、1万1,000円の新規になります。

36番と、次のページ、43ページの37番、2件共、受け人が同じになります。37番の〇〇の離農に伴いまして、〇〇への貸付けということになります。いずれも、物納の10アール当たり65キログラムで、10年間の新規になります。

38番については更新、9,000円の10年になります。

八幡39番につきましては、新たに株式会社〇〇で、6,000円と9,000円で10年間の新規になります。八幡は以上になります。

○安倍農地係長

続きまして、松山地区です。

松山25番から、45ページの松山32番までについては、ゼロ円で3年の新規設定になっております。こちらは、新規就農の案件でございますので、別添資料の2ページ、3ページをご覧ください。就農エントリーシートをご記入いただいております。こちらの農地ですが、これまで耕作放棄地だった3ヘクタールほどの農地を友人3人と一緒に、整地しながら、啓翁桜の栽培を行っていくもので、就農後3年目までは使用貸借で農地を借りて、4年目からは出荷を行いながら、有償での賃貸借権に切り替えていこうとしているものです。将来的には、栽培技術の研修にも参加しながら、設備投資も計画に取り入れ、松山地区以外にも経営地を広げながら、規模拡大を行っていきたい計画になっております。

続きまして、45ページになります。

松山33番です。9,000円の10年の新規設定になっております。

それでは、平田地区お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田地区です。

平田113番、18条6項で解約のあった案件になります。3,000円の3年新規です。

平田114番と115番は関連で、同じ受け人になります。18条6項で解約のあったところになります。

1万1,000円、10年の切替えということで、農地法から集積事業に切替えになるものです。

次のページです。

平田116番、1万1,000円、3年の更新。

平田117番、6,000円、5年の更新です。

平田118番と119番、同じ受け人になります。どちらも9,000円、10年の新規です。

平田120番、1万1,000円、10年の新規です。

平田121番と、1つ飛びまして、平田123番、同じ受け人になります。出し手は同じ世帯で、物納で、10アール当たり27キログラム、5年の更新です。

平田122番、1万1,000円、3年の新規です。

以上です。

○安倍農地係長

次に、48ページをご覧ください。

2番、農地中間管理事業、(1)利用権の設定です。公告予定月日は12月16日です。

なお、中間管理事業の案件につきましては、本店会議を去る9月7日に開催し、そちらのほうで承認をいただいた内容と同様となっておりますので、この場所での1件1件の説明は割愛したいと思います。案件につきましては合計で203件、筆数の総数が598筆、面積が132万963.83平米となっております。貸付者の実数が179人、借受者の実数が124人、うち、法人が17法人となっております。利用集積事業の説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第51号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
議案の件数が多いため、審議の前に、精査のための時間を2分ほど設けたいと思います。それでは、暫時の間、黙読をお願いいたします。

(黙読)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、議事を再開いたします。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、3番、池田良之委員、5番、吉高祐二郎委員、6番、佐藤利篤委員、12番、池田耕委員、16番、飯塚将人委員、18番、遠田裕己委員、20番、佐藤耕造委員、27番、佐々木治人委員が該当する案件があります。
8名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時02分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
議事参与の制限に係る案件について、議案書のページと番号を申し上げます。
議案42ページ、一般事業・利用権の設定、八幡32番、52ページ。中間管理事業・利用権の設定、本楯9番。55ページ、北平田8番。56ページ、北平田9番、北平田11番。65ページ、新堀21番、新堀22番。66ページ、新堀24番、新堀25番、新堀26番。67ページ、新堀28番。68ページ、新堀34番。69ページ、新堀39番、新堀42番。70ページ、新堀43番。76ページ、八幡18番。77ページ、八幡22番。78ページ、八幡26番、八幡27番。79ページ、八幡31番、八幡32番。82ページ、松山74番。83ページ、松山78番、松山80番、松山81番。84ページ、松山82番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、一般事業・利用権の設定、八幡32番。中間管理事業・利用権の設定、本楯9番、北平田8番、北平田9番、北平田11番、新堀21番、新堀22番、新堀24番、新堀25番、新堀26番、新堀28番、新堀34番、新堀39番、新堀42番、新堀43番、八幡18番、八幡22番、八幡26番、八幡27番、八幡31番、八幡32番、松山74番、松山78番、松山80番、松山81番、松山82番の質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案26件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、これら26件について計画決定といたします。
ここで、3番、池田良之委員、5番、吉高祐二郎委員、6番、佐藤利篤委員、12番、池田耕委員、16番、飯塚将人委員、18番、遠田裕己委員、20番、佐藤耕造委員、27番、佐々木治人委員の退席を

解除し、暫時休憩といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時05分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第51号については全て計画決定となりました。

◎議第52号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第52号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第52号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、その案を作成することが求められているものです。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

91ページをご覧ください。

既に農地中間管理機構に利用権が設定されている農地について、その耕作者を変更したい場合には、従来どおりの配分計画によって、その借受者を決定していくものとなるために、耕作者変更の案についてご審議いただくものです。配分計画が議決された後、その案を機構に送付して、利害関係人への意見の聞き取りなどの手続を経た後に、1月10日の県知事公告をもって、賃貸借権の効力が発生することになります。

計画案の見方をご説明します。

表の左側に示されているのが、新たな借受者でございます。表の右端に、従来の借受者が示されています。

契約年数は前の契約から引き継ぐため、残期間が設定されています。

移転する農地は、新青渡の田4筆、1万5,076平米です。移転の理由は、経営移譲のための親から子への移転となります。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第52号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
何かご質問ございませんか。
(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第52号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第52号については計画決定といたします。

◎議第53号 令和5年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第53号 令和5年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長
議第53号 令和5年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金については、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和5年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものです。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、92ページをご覧ください。議第53号です。
令和5年度の酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について説明いたしますが、先月の協議会において、詳細を説明しておりますので、詳しくは割愛いたします。なお、参考農作業賃金につきましては、最低賃金の改定によりまして、昨年度に比べて全て30円ずつ単価が上がっております。また、参考農作業料金につきましても、近況の資材に係る市場価格での再計算によりまして、苗、育苗、田植、それから調整、作溝、草刈り等の料金が上がっておりますのでございます。詳細は表をご覧ください。
以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑に入ります。
何か皆さん、ご質問、ご意見等ある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

さきの全員協議会でも説明をいただきました。なお、農業振興委員長から何か一言あれば、一つお願いいたします。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

今、事務局並びに会長からあったとおり、前回協議会でご協議いただきました。ありがとうございます。

あくまでも参考ですので、ただ、最低賃金だけは下回らないようにお願いしたいなと思います。まず、請け負う側、また、作業を出す側、それぞれ相談して、あくまでも参考にしながら、お互いの経営にメリットがあるような形で、持っていつてもらえればありがたいのかなと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第53号 令和5年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第53号については決定いたします。

閉 会

以上をもちまして、令和4年12月定例総会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

(午後3時14分 閉会)